日 時:令和3年6月3日 9時00分~11時30分

出席委員:岩瀬委員長・柘植委員・下村委員

1 全体審議(公安委員会会議室)

	案件	件	名	担当部	Н	1 F	常	者
1		所管事項説明会の開催		総務部	本	台	部	長
					総	務	部	長
2	報告	主要事件の検挙		刑事部	刑	事	部	長
3		交通事故発生状況(令和3年5月中)		交通部	交	通	部	長
4		新型コロナウイルス感染症への対応状況等	Ē	警備部	警	備	部	長

2 個別審議(公安委員執務室)

	案件	件	名	担当部	出	席	者
1	決裁	公安委員会宛文書等の受理(8件)		総務部	公安	負会	姚陀
2	決裁	苦情の調査結果			住民	ナービ	ス課長
3	裁決	運転者区分決定に対する審査請求(2件)	警務部	訟	務	官
4	裁決	告訴の不受理に対する審査請求				3,3	
6	決裁	警察職員の援助派遣		警備部	警	備:認	果 長
7	決定	聴聞等の実施結果・決定 62件		総務部	首席聴	帮 聴 聞	聞官官

1 全体審議

(1) 総務部

所管事項説明会の開催

総務部長から、

「6月14日(月)午後1時から、愛知県議会議事堂において、所管事項 説明会が開催される予定である」

旨の報告があった。

(2)刑事部

主要事件の検挙

刑事部長から、

マンションを拠点とする百貨店がたりの特殊詐欺被疑者の検挙概要 について報告があった。

委員から、

「本件は、百貨店に対する信用を悪用した悪質な犯罪であり、よくぞ検 挙していただいた」

旨の発言があった。

さらに委員から、

「この種犯罪の被疑者を徹底して検挙していくことはもちろん、県民に 対する特殊詐欺被害に遭わないための広報啓発も引き続きお願いしたい」 旨の発言があった。

(3)交通部

交通事故発生状況(令和3年5月中)

交通部長から、

- 「交通事故死者数は、5月中11人で前年比マイナス2人であった。
 - 5月中の交通死亡事故の主な特徴としては、
 - 〇 四輪車が増加
 - 朝(午前6時~午前9時)が増加
 - 西三河が増加
 - 6月中の主な取組は、

飲酒運転取締り及び歩行者保護に資する取締り

○ 関係機関との連携及び雨天時における対策 白バイの集中運用

等である」

委員から、

「5月中の死者数は減少しているものの、減少率はそれまでと比べると小さく、加えて重傷者、軽傷者数や人身事故件数は増加になっているため、引き続き必要な各種交通事故防止対策を推進してもらいたい」

旨の発言があった。

(4)警備部

新型コロナウイルス感染症への対応状況等

警備部長から、新型コロナウイルス感染症への対応状況等について

- 県警の対応
- 〇 愛知県の状況

等の報告があった。

委員から、

「警察職員の感染者数からも警察の業務は感染リスクの高い業務であると思う」

旨の発言があった。

2 個別審議

(1) 公安委員会宛文書等の受理(8件)

公安委員会執務官から、

6月2日までに届いた公安委員会宛の文書8件 について報告があり、決裁した。

(2) 苦情の調査結果

住民サービス課長から、

公安委員会宛の「警察官の言動に関する苦情」について、調査結果の報告並びに申出者に対する通知文案の提示及び説明があり、原案どおり決裁した。

(3) 運転者区分決定に対する審査請求(2件)

訟務官から、運転者区分決定に対する審査請求2件について、 請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明 があり、いずれも原案どおり裁決した。

(4) 告訴の不受理に対する審査請求

訟務官から、告訴の不受理に対する審査請求について、 請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明 があり、原案どおり裁決した。

(5) 警察職員の援助派遣

警備課長から、

「東京都公安委員会から本県公安委員会に対して、警察法第60条第1項 の規定に基づく援助要求があり、所要の警察職員を派遣する」 旨の報告があり、決裁した。

(6) 聴聞等の実施結果・決定

首席聴聞官及び聴聞官から、

- 運転免許取消処分等に関する意見の聴取等結果 60件
- 風俗営業等の営業停止処分に関する聴聞結果 2件 について報告があり、行政処分を決定した。

日 時:令和3年6月10日 11時00分~11時30分

出席委員:岩瀬委員長・那須委員・小笠原委員

1 個別審議(公安委員執務室)

	案件	件	名	担当部	出	席	者
1	決裁	「責任者講習の実施に関する規規程)」の一部改正	程(愛知県公安委員会	刑事部	組織犯	罪対策	詳課長
2	決定	聴聞等の実施結果・決定 76	6件	総務部	首席聴	聴聞	引官 官

2 互選会

1 個別審議

(1) 「責任者講習の実施に関する規程(愛知県公安委員会規程)」の一部改正

組織犯罪対策課長から、

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく不当要求防止責任者講習は、集合形式による講習を実施しているところであるが、今後、感染防止対策、受講者の利便性の向上等を総合的に考慮して、オンライン形式による講習会を実施できるようにするため、『責任者講習の実施に関する規程』の一部を改正する」

旨の説明があり決裁した。

委員から、

「オンライン形式による講習が、新型コロナウイルス感染防止や受講者 の利便性の向上につながることを期待している」

旨の発言があった。

(2) 聴聞等の実施結果・決定

首席聴聞官及び聴聞官から、

運転免許取消処分等に関する意見の聴取等結果 76件 について報告があり、行政処分を決定した。

2 公安委員会委員長の選出に係る互選会

次期公安委員会委員長(任期は令和3年7月10日から1年間)の選出について、互選会を開催し、本日欠席委員の事前の意見も踏まえ、

「新委員長」として、小笠原委員

を選出した。

また、新委員長は、

「委員長の事務を代行する者」として、下村委員 を指名した。

日 時: 令和3年6月17日 9時00分~11時50分

出席委員:那須委員・柘植委員・小笠原委員

1 全体審議(公安委員会会議室)

	案件		名	担当部	出	1 F	幇	者
1		夏の安全なまちづくり県民運動の実施		生金金部	本	台	ß	長
2		主要事件の検挙		土山久土即	-			
3	報告	主要事件の発生・検挙		刑事部	総	務	部	長
4		主要事件の検挙(2件)		No o ur	生剂	舌安	全部	祁長
5		7月の行事予定[書面報告]		警務部	刑	事	部	長
6		行進又は集団示威運動に関する条例の許可可(令和3年5月中)[書面報告]	申請及び許	警備部	,,,,		ш	X

2 個別審議(公安委員執務室)

	案件	###	担当部	出席者
1	決裁			ш лу п
2	決定	自己情報開示請求に係る決定	総務部	公安委員会執務官
3	決裁	激励の上申		
4	裁定	犯罪被害者等給付金支給裁定		住民サービス課長
5	報告	監察案件		首席監察官
6	裁決	行政文書不開示決定に対する審査請求	警務部	
7	裁決	運転免許取消処分に対する審査請求(2件)		訟 務 官
8	決裁	行政訴訟の発生と応訴(2件)		
9	報告	ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく警告 等の実施	生胺金	人身安全対策課長
10	報告	地域警察における複数勤務等の本実施	地域部	地域総務課長
11	決裁	指定暴力団六代目山口組及び同神戸山口組に対する特定抗争指定暴力団等に係る指定期限の延長	刑事部	組織犯罪対策課長
12	報告	運転免許試験場駐車場の運用状況	交通部	運転免許課長
13	報告	警察職員等の援助派遣(2件)	警備部	警 備 課 長
14	決定	聴聞等の実施結果・決定 82件	総務部	首席聴聞官聴聞聞官

岩瀬委員長が県議会出席のため、那須委員が代行を務め議事を進行した。

1 全体審議

(1) 生活安全部

ア 夏の安全なまちづくり県民運動の実施

生活安全部長から、

「『あいち地域安全戦略2023』に基づき、県民総ぐるみ運動の一環として、7月1日(木)から10日(土)までの10日間、地域住民、事業者、防犯ボランティア団体、自治体等と連携し『夏の安全なまちづくり県民運動』を実施する。

運動の重点は、

特殊詐欺の被害防止 子供と女性の犯罪被害防止

- 〇 自動車盗の防止
- 〇 侵入盗の防止

であり、重点に沿った取組により、県民の防犯意識を高め、安全で安心 して暮らせる地域社会の実現を図ることを目指す」

旨の報告があった。

委員から、

「より安全で安心して暮らせる愛知県となるよう、県民、自治体、事業者等としっかり連携して本運動を推進してもらいたい」

旨の発言があった。

イ 主要事件の検挙

生活安全部長から、

大麻の強奪を目的とした不良少年グループによる強盗致傷等事件の検 挙概要

について報告があった。

委員から、

「大麻は、危険な薬物であるということを広く少年に理解させる広報 啓発を引き続きお願いしたい」

旨の発言があった。

(2) 刑事部

ア 主要事件の発生・検挙

刑事部長から、

豊田市若林東町地内における男性被害殺人事件の発生・検挙概要 について報告があった。

イ 主要事件の検挙(2件)

刑事部長から、

- 豊橋市南栄町地内在住の男性被害殺人等事件の検挙概要
- レクサス L X を対象とする組織的自動車盗事件・指示役の検挙概要 について報告があった。

委員から、レクサスLXを対象とする組織的自動車盗事件・指示役の検 挙について、

「本件は、指示役の検挙となったものであるが、更なる背後関係の解明等、全容解明に努めてもらいたい」

旨の発言があった。

(3) 警務部

7月の行事予定

警務部から、

7月の行事予定

について書面報告があった。

(4)警備部

行進又は集団示威運動に関する条例の許可申請及び許可(令和3年5月中)

警備部から、

5月中の行進又は集団示威運動に関する条例の取扱状況 について、書面報告があった。

2 個別審議

(1) 公安委員会宛文書等の受理(9件)

公安委員会執務官から、

6月11日までに届いた公安委員会宛の文書9件 について報告があり、公安委員会は、「警察官の言動に関する申出」を警察 法79条に規定する苦情として受理し、警察本部長に対して調査指示する旨決 裁した。

(2) 自己情報開示請求に係る決定

公安委員会執務官から、

公安委員会宛の自己情報開示請求に係る決定案 について説明があり、原案どおり決定した。

(3) 激励の上申

公安委員会執務官から、

豊田市若林東町地内における男性被害殺人事件捜査本部に対する激励の上申について説明があり、決裁した。

(4) 犯罪被害者等給付金支給裁定

住民サービス課長から、 障害給付金支給裁定 について説明があり、原案どおり裁定した。

(5) 監察案件

首席監察官から、 監察案件 について報告があった。

(6) 行政文書不開示決定に対する審査請求

訟務官から、行政文書不開示決定に対する審査請求について、 請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明 があり、原案どおり裁決した。

(7) 運転免許取消処分に対する審査請求(2件)

訟務官から、運転免許取消処分に対する審査請求2件について、 請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明 があり、いずれも原案どおり裁決した。

(8) 行政訴訟の発生と応訴(2件)

訟務官から、

- 運転者区分決定に対する取消請求控訴事件の概要及び今後の応訴方針
- 放置違反金等差押取消請求控訴事件の勝訴と上告等 について説明があり、決裁した。

(9) ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく警告等の実施

人身安全対策課長から、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく 警告等の実施について、

「令和3年5月中は、押し掛け等を理由に1件の禁止命令を実施した。また、押し掛け、面会等要求、連続メール等を理由に26件の警告を実施した」

旨の報告があった。

(10) 地域警察における複数勤務等の本実施

地域総務課長から、

「社会情勢の変化に柔軟に対応する地域警察の確立に向けた取組の一環として、勤務員の安全確保及び職務執行力の強化を目的とし、本年1月から試行している複数勤務等について、7月から本実施する」

旨の報告があった。

(11) 指定暴力団六代目山口組及び同神戸山口組に対する特定抗争指定暴力団等 に係る指定期限の延長

組織犯罪対策課長から、

「指定暴力団六代目山口組等については、抗争が終結したと認められないなどの理由から、特定抗争指定暴力団等として指定する期限を延長し、 その旨を官報公示する」

旨の説明があり、決裁した。

(12) 運転免許試験場駐車場の運用状況

運転免許課長から、令和3年5月10日から同年5月31日までの運転免許試験場駐車場の運用状況について、

「総来場者数は約40,000人で、駐車場利用台数は約25,000台であった。 期間中の日曜日に運転免許試験場周辺において来場車両による渋滞が発生 したが、迷惑・違法駐車は発生していない」 旨の報告があった。

(13) 警察職員等の援助派遣(2件)

警備課長から、

「神奈川県公安委員会及び栃木県公安委員会から本県公安委員会に対して、警察法第60条第1項の規定に基づく警察職員等の援助要求があり、それぞれ所要の警察職員等を派遣したい」

旨の報告があり、決裁し、

「福島県公安委員会及び福井県公安委員会から本県公安委員会に対して、 警察法第60条第1項の規定に基づく警察職員の援助要求があり、本部長専 決としてそれぞれ所要の警察職員を派遣する」

旨の報告があった。

(14) 聴聞等の実施結果・決定

首席聴聞官及び聴聞官から、

- 運転免許取消処分等に関する意見の聴取等結果 78件
- 風俗営業等の営業停止処分に関する聴聞結果 4件について報告があり、行政処分を決定した。

日 時:令和3年6月24日 9時00分~11時50分

出席委員:岩瀬委員長・柘植委員・小笠原委員・下村委員

1 全体審議(公安委員会会議室)

	案件	件	名	担当部	出	F	幇	者
1		女性の職業生活における活躍の推進 等に基づく公表	こ関する法律	警務部	本	白	ß	長
2		第4次犯罪被害者等基本計画におけ	る取組		総	務	部	長
3	報告	主要事件の検挙		ルンチッ 人が	警	務	課	長
4		クロスボウの所持に係る銃刀法の改善	Ē	生活安全部	生》	舌安	全部	『長
5		2020年東京オリンピック・パラリン 会開催に伴う列車警乗の強化	ピック競技大	地域部	地	域	部	長

2 個別審議(公安委員執務室)

	案件	件	名 担当	部	出	席	者	
1	決裁	公安委員会宛文書等の受理(6件)	総務	部	公安委	員会執	桃務官	
2	決裁	苦情の調査結果			住民サ	ービス	ス課長	
3	裁決	運転免許取消処分に対する審査請求(2件)	- 警務部 -				
4	裁決	運転免許停止処分に対する審査請求	警務		訟	務	官	
5	裁決	運転者区分決定に対する審査請求(2	件)					
6	決裁	行政訴訟の発生と応訴						
7	報告	交通事故抑止に向けた今後の取組	六语	立(7	六温	4公子女:	±⊞ ≡	
8	報告	電動キックボードについて	文地	交通部		於心 化为 i	水区	
9	決定	聴聞等の実施結果・決定 59件	総務	部	首席聴	聴 聞	間官 官	

1 全体審議

(1) 警務部

ア 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等に基づく公表

警務課長から、

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等に基づく特定事業主行動計画(愛知県警察におけるワークライフバランス等推進取組計画の策定)において設定した数値目標等に対する取組実績について、7月1日から愛知県警察ホームページに掲載する予定である」旨の報告があった。

委員から、

「女性職員の幹部登用はとても大切である。優秀な女性職員を幹部に 登用するとともに、若い女性職員の近くに配置をすることで、憧れの人 (メンター)として精神的な支柱になるなど、女性の活躍に繋がると思 う」

旨の発言があった。

イ 第4次犯罪被害者等基本計画における取組

警務課長から、

「犯罪被害者等基本計画は、平成17年12月に閣議決定されて以降、5年毎に見直しが行われ、この度、第4次犯罪被害者等基本計画が策定されたことから、当県警察においても、『犯罪被害者支援基本計画』を策定し、今後の取組方針を定めた。

犯罪被害者支援基本計画の概要は、

- 相談及び捜査の過程における犯罪被害者への配慮及び情報提供
- 精神的被害の回復のための支援及び経済的負担の軽減に資する 支援
- 犯罪被害者の安全の確保
- 犯罪被害者支援の推進のための基盤整備

○ 県民の理解の増進

である。

また、当面の取組は、条例未制定及び見舞金制度等未導入の市町村への働きかけ等

である」

旨の報告があった。

委員から、

「被害者支援団体は社会的にとても素晴らしい活動をされているので、 基本計画概要にある『犯罪被害者支援の推進のための基盤整備』の中の 『犯罪被害者の援助を行う民間団体の活動に対する支援等』というもの は非常に良いことであると思う」

旨の発言があった。

(2) 生活安全部

ア 主要事件の検挙

生活安全部長から、

暴力団組長らによる組織犯罪処罰法違反及び風営適正化法違反事件の 検挙概要

について報告があった。

委員から、

「本件は、暴力団への資金源を封圧し、暴力団幹部を逮捕した素晴ら しい事件検挙であると評価できる」

旨の発言があった。

イ クロスボウの所持に係る銃刀法の改正

生活安全部長から、

「昨年、クロスボウを使用して3人を死亡させ、1人に重傷を負わせるという凶悪な事件が発生した。

同事件を受けて、本年6月8日にクロスボウの規制を内容とする改正

銃刀法が成立し、6月16日に公布されたため、今後、クロスボウは所持禁止の対象となり、一定の用途に供するためクロスボウを所持しようとする者は、クロスボウごとに都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

現在クロスボウを所持している者のうち、廃棄を希望する者に対して、 クロスボウの回収を行う」

旨の報告があった。

(3)地域部

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う列車警乗の強化

地域部長から、

「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、新幹線等列車の運行と利用者の安全を確保するため、列車警乗を強化する。

また、新幹線車内における乗客等を標的とした殺傷事件の発生を想定し、 東海旅客鉄道株式会社及び株式会社全日警名古屋支社と合同で緊急事態対 処訓練を実施する」

旨の報告があった。

2 個別審議

(1) 公安委員会宛文書等の受理(6件)

公安委員会執務官から、

6月18日までに届いた公安委員会宛の文書6件

について報告があり、公安委員会は、「警察官の言動に関する申出」を警察 法79条に規定する苦情として受理し、警察本部長に対して調査指示する旨決 裁した。

(2) 苦情の調査結果

住民サービス課長から、

公安委員会宛の「犯罪捜査に関する苦情」について、調査結果の報告並びに申出者に対する通知文案の提示及び説明があり、原案どおり決裁した。

(3) 運転免許取消処分に対する審査請求(2件)

訟務官から、運転免許取消処分に対する審査請求2件について、 請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明 があり、いずれも原案どおり裁決した。

(4) 運転免許停止処分に対する審査請求

訟務官から、運転免許停止処分に対する審査請求について、 請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明 があり、原案どおり裁決した。

(5) 運転者区分決定に対する審査請求(2件)

訟務官から、運転者区分決定に対する審査請求2件について、 請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明 があり、いずれも原案どおり裁決した。

(6) 行政訴訟の発生と応訴

訟務官から、

運転免許取消処分取消請求事件の一審勝訴と控訴 について説明があり、決裁した。

(7) 交通事故抑止に向けた今後の取組

交通総務課長から、交通事故抑止に向けた今後の取組について、

- 「〇 飲酒運転根絶BOXの周知活動の強化として、
 - ・ ツイッターによる情報発信
 - ・ 広報啓発チラシへのQRコード掲載
 - 梅雨期における雨天時の交通事故抑止対策として、県民に分かり やすいキャッチフレーズ
 - ・ 「雨ん犬は、ノーサンキュー!!」(急ブレーキ・急ハンドル・急発進)
 - ・ 「自転車は、カッパ着用 安全運転」

を活用した広報チラシによる啓発活動

○ 交差点における交通事故抑止対策として、 黄色信号の意味の周知(イエローSTOP) をラジオメッセージやツイッターを通じて発信

等を実施する」

旨の報告があった。

(8) 電動キックボードについて

交通総務課長から、

電動キックボードの現行法における位置づけ、種類による区分及び愛知 県内での特例措置実施区域の有無 について報告があった。

(9) 聴聞等の実施結果・決定

首席聴聞官及び聴聞官から、

- 運転免許取消処分等に関する意見の聴取等結果 57件
- 風俗営業等の営業停止処分に関する聴聞結果 2件について報告があり、行政処分を決定した。